

第2次宍粟市空き家等対策計画（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

第2次宍粟市空き家等対策計画（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和8年1月8日（木）から令和8年2月6日（金）まで

3. 事務局

建設部 住宅土地政策課

4. 募集の趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき、宍粟市域における空き家の「発生予防」・「適正管理」・「利活用」・「特定空家等」に対する措置を講じるなど、基本的な考え方や取り組みの方針等を明らかにするため、宍粟市空き家等対策計画を策定しています。

このたび、第2次宍粟市空き家等対策計画（素案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

提出されたご意見は取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

5. 公表資料（別添参照）

第2次宍粟市空き家等対策計画（素案）「パブリックコメント」

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
建設部 住宅土地政策課	月～金曜日（祝日を除く）
市民局まちづくり推進課	午前8時30分～午後5時15分
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く)
市公式サイト	令和8年2月6日まで終日

7. 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提 出 先	
持 参	建設部 住宅土地政策課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
	市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く)
郵 送	建設部 住宅土地政策課まで郵送してください。『令和8年2月6日必着』 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 建設部 住宅土地政策課 空き家対策係 宛て	
ファックス	0790-62-9939	
電子メール	akiyataisaku-kk@city.shiso.lg.jp	
市公式サイト	応募フォームより送信してください。 	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
(氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。)
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市公式サイトに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。